

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国ヤンゴン市上水道配水に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00822

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月20日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月20日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ミャンマー国ヤンゴン市上水道配水に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の18%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- ・2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：【契約第一課、川合奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 水資源グループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

11 年法律第 225 号) の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障(親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。)されている法人であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

2019 年 8 月 27 日にヤンゴン市開発委員会が関心表明の募集を公告した、ヤン

ゴン市における配水及び料金徴収業務について、同年10月29日までに実際に関心表明を提出した者。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

- 1) 提出期限： 2021年1月29日（金）正午まで
- 2) 提出場所： 下記「7. プロポーザル等の提出」参照
提出方法： 下記「7. プロポーザル等の提出」参照
- 3) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
- c) 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
- d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
- e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図

競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。

- f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
- g) 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
- h) 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）

4) 追加資料提出の指示：

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。

5) 確認結果の通知：

競争参加資格要件の確認結果は、2021年2月5日（金）までに、メールにて通知します。

6) 業務従事者にかかる資格確認：

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認

します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記5)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記4)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年 1月29日 12時
- (2) 提出先：上記4. 窓口【選定手続き窓口】のとおり (outm1@jica.go.jp 宛、cc：担当者アドレス)。
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年2月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年 2月19日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。
上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法(2020年10月26日版)」を参照願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 水圧調査費（現地再委託費）： 1, 000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨＝MMK1 = 0.078 円
 - b) US\$ 1 = 103.735 円
 - c) EUR 1 = 126.399 円
- 5) その他留意事項
特になし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ① 業務主任者／水道計画（2号）
 - ② 送配水施設計画・設計（3号）
 - ③ PPP／事業性検討／入札図書（3号）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 15.7 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月8日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

3) 競争参加資格確認申請書（別添：様式）

(別添:様式)

競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》²
《代表者名》印

2021年1月20日付で公示のありました「ミャンマー国ヤンゴン市上水道配水に係る情報収集・確認調査」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
2. 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
6. 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
7. 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）

² 共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：上水道配水に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／水道計画（2号）
- 送配水施設計画・設計（3号）
- PPP／事業性検討／入札図書（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水道計画）】

- a) 類似業務経験の分野：
- b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及びその他途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：送配水施設計画・設計】

- a) 類似業務経験の分野：送配水施設の計画または設計に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：PPP／事業性検討／入札図書】

- a) 類似業務経験の分野：PPP 事業の計画・運営等に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水道計画</u>	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11.00)
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.0)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>送配水施設計画・設計</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>PPP／事業性検討／入札図書</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

ミャンマーの旧首都のヤンゴン市は、全人口約6千万人のうち約1割弱の520万人が集中する中心都市である。ヤンゴン市の上下水道システムの歴史は古く、上水は1842年に整備が始まり、現在では4つの貯水池と多数の井戸を水源としている。ヤンゴン市の上水道整備を所掌しているのはヤンゴン市開発委員会（以下「YCDC」）である。2012～2014年にJICAが実施した「ヤンゴン都市圏上水整備事業協力準備調査」にて分析した結果、YCDCから配水管網による給水を受けている人口は、ヤンゴン市全体の37%（推定）であり、市の中心部では24時間給水を達成しているものの、ヤンゴン市全体の平均給水時間は9.2時間に留まっていた。また老朽化した送配水管の更新を含む無収水対策が適切に行われていないことから、無収水率は66%（推定）にも上っていた。更に、水源の約9割を表流水（貯水池）に依存し、表流水の水質が良好ではないにもかかわらず、3分の2が浄水処理をしないまま直接給水されていた。水道メーター設置率は約7割と比較的高いが、水道料金はメーターの設置された家庭で約8円/m³、設置されていない家庭では月額約170円と低く抑えられているため、水道料金収入は十分ではなかった。YCDCは、頻繁に起こる施設・機材の故障や断水への応急的な対応に留まり、新規の施設整備や、老朽化した施設の更新には十分に対応できていなかった。また、上述のとおり、YCDCの浄水場運転維持管理や水質管理、無収水管理については改善の余地が大きい他、YCDCには計画部門がなかったため、業務指標のモニタリング、基準に沿った水道事業の実施、適切な収入を確保するための財務管理、広報等、持続的な水道サービスを提供するための経営管理も十分ではなかった。

上記背景の下、JICAが2012年～2014年に実施した「ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査」を通じて、ヤンゴン市水ビジョン及び上水道マスタープラン（以下「M/P」）が策定され、同M/Pに沿ったヤンゴン市の支援要請を踏まえ、JICAは次のとおり包括的・戦略的な協力を実施している。

- 無償資金協力「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」（2016年完工）
- 有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業」（2014年L/A調印）
- 有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）（第一期）」（2017年L/A調印）
- 個別専門家「ヤンゴン市生活用水給水アドバイザー」（2012年～2015年）
- 個別専門家「ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー」（2015年～2017年）
- 個別専門家「ヤンゴン市水道行政・水供給アドバイザー」（2018年～2020年）
- 技術協力「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」（2015年～2020年）（以下「技プロ」）
- 課題別研修「上水道無収水管理対策（漏水対策）」（2014年～2017年）
- 留学プログラム「水道分野中核人材育成コース」（2018年～2023年）

一方、YCDCは2019年8月27日に、ヤンゴン市における配水及び料金徴収業務（以下「配水PPP」）について民間企業からの関心表明（以下「EoI」）を募集する旨の公告を行なった。しかし、JICA等の協力によりYCDCの能力強化やヤンゴン市の水道施設整備は一定程度進捗しているものの、上水道のPPPに関してはこれまで全く経験がなく、今回のような配水PPPに必要な基礎的な情報や施設も十分に整備されていない状況である。また、国際的に見ても配水部分だけをPPPとするPPP案件の前例も少ない。こうした状況下、国際金融公社（以下「IFC」）は、本配水PPPに関するトランザクション・アドバイザー業務（以下「TA業務」）の提案書をYCDCに提出し、M/Pの達成を目標とした配水PPP案件の形成と民間企業の選定に係る支援を行う方針である。2020年2月からはTA業務の内容を確定するための配水PPPのプレ・フィージビリティスタディ（以下「プレF/S」）がIFCにより実施されている。一方、上述した継続的な協力により、JICAはヤンゴン市の上水道分野について技術的な情報や知見を豊富に有している。これらは本配水PPPのTA業務においても必須なものであり、JICAの持つ情報や知見を有効に活用しつつ、IFCと連携しながら、M/Pで策定した給水サービス改善に係る目標達成を促進するための効果的な方策となるように、配水PPPの実施に必要な情報収集や分析・検討が必要な状況にある。

2. 調査の目的

本調査は、ヤンゴン市における配水PPPの動きを踏まえ、IFCと連携しつつ、実現可能な配水PPPの形成及び民間企業の選定に必要な情報を収集、分析、検討することを目的とする。

3. 調査対象地域

ミャンマー国ヤンゴン都市圏

4. 調査協力機関及び調査連携機関

調査協力機関： ヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee, YCDC)

調査連携機関： 国際金融公社 (International Finance Corporation, IFC)

5. 調査業務の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「8. 成果品」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者及び「4. 調査協力機関及び調査連携機関」に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 配水 PPP の概要と課題

今回の配水PPPは、配水サービスの改善を目的としているものの、具体的な業務内容や条件はYCDCの公告に記載がない。また、民間企業が提出したEoIの評価クライテリアや評価体制等も明確になっていない。

一方、ヤンゴンにおける上水道の現況として、管網図はある程度の情報がGISに集約されているものの、ヤンゴン市内の管網が網羅されている訳ではなく、精度にも課題があるとみられている。料金徴収業務は、技プロを通じて電子化を支援した一部のタウンシップを除き、手書きの帳簿に基づいてマニュアルで実施されている。水道料

金は極めて低額に設定されており、この料金水準では収益性のあるPPPの事業化は困難であると想定され、配水PPPを成立させるには、水道料金水準、政府保証やVGF（バイアビリティ・ギャップ・ファンディング）に係るYCDC側の方針の確認が必要である。また、YCDCはこれまで上水道に係る全ての業務を直営で実施しており民間委託の経験がないが、PPPの実施にあたっては、民間企業によるサービスの質を担保する仕組みや、顧客を保護する仕組み、民間企業選定の公平性・透明性を確保する仕組み、民間企業を監督する仕組み等が必要である。

本調査では、こうした状況やヤンゴン市水ビジョン及びM/Pとの整合に留意しつつ、配水PPPの形成に向けてIFCと連携しながら調査を行う。

本調査においては、浄水の生産（導水、浄水処理、送水）と給水管接続はYCDCが行い、配水管理、料金徴収、配水管の拡張・更新等を民間企業が行う配水PPPを想定して業務を行う。ただし、YCDC及びIFCとの協議の結果変更が生じることもあり得る。変更に伴って追加業務が発生する場合には、契約変更について発注者と協議する。

（２）IFCによる配水 PPP プレF/S の概要

IFCはTA業務の内容を確定するため、2020年2月より配水PPPのプレF/Sを実施している。プレF/Sでは、財務モデルの構築や既存のPPPの事例を検証し、収益性が担保される実現可能なPPPのオプションについて調査及び検討を行っている。

本調査にあたっては、IFCから提供されるプレF/Sの結果も確認すること。

（３）想定する調査全体のプロセス

本調査は、IFCによるTA業務で必要な情報の一部を、IFCとの連携の下、フェーズ1と2に分けて収集、分析、検討するものである。関係機関による意思決定や承認手続きが円滑に進んだ場合、IFCによるTA業務のフェーズ1及び2の各活動内容及び想定されるスケジュールは下表のとおり。本調査では、主にフェーズ1において技術的な情報収集・分析・提案を行い、フェーズ2においては主にIFCが行う業務に対して技術的な観点から助言や提案を行う。ただし、2020年のミャンマーの総選挙を受けて、ヤンゴン側の新体制の発足が見込まれることから、G/Pの意向によっては、今後変更の可能性がある。変更に伴って追加業務が発生する場合には、契約変更について発注者と協議する。

活動内容	想定スケジュール
Phase 1 – Due diligence - Detailed description of the project, - the specific PPP scheme to be used and supporting legal basis, - the allocation of functions and risks between the government and the private sector, - detailed financial analysis establishing the financial viability of the project overall and the attractiveness for private sector participation. This will include establishing the reasonable level of water tariffs to be levied, including social	April 2021 to September 2021

<p>acceptability, and government contribution to the project. Financial returns from equity investor's, lenders', and government perspectives will have to be presented;</p> <ul style="list-style-type: none"> - Economic analysis establishing the economic viability of the project, and - Recommended PPP procurement strategy. 	
<p>Phase 2 – Implementation</p> <ul style="list-style-type: none"> - Preparation of the bid documentation and implementation of the bid process and executing all transaction documents 	<p>October 2021 to December 2022</p>

(4) IFCとの役割分担・情報共有・連携

想定されるIFCとの役割分担は下表のとおり。JICA側は、M/P策定、有償資金協力準備調査、技プロ等の協力で得られた情報を活かすことができる技術面からの検討や、IFCが行う財務面の検討に必要な技術面からの情報提供を主に担当する（技術面に加えて、「7. 調査の内容」に示す分野を広く担当する）。本調査の結果がIFCの調査に必須となるもの、IFCの調査内容に影響を及ぼすものもあることから、本調査で収集・分析する情報については、IFCとの共有を密に行う。ただし、上述の通り、ヤンゴン側の新体制の意向によっては、役割分担も今後変更の可能性がある。変更に伴って追加業務が発生する場合には、契約変更について発注者と協議する。

IFC	JICA
<p>Phase1 (Financial & Commercial Due Diligence)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Capital and operating/maintenance cost estimates, any contractual performance standards and technical specifications and social/environmental risks identified including proposed costs to avoid/minimize/manage/mitigate these risks • Development of financial model • Market sounding and roadshows • Environmental and Social review and scoping study 	<p>Phase1 (Technical due diligence and transaction structuring)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Willingness to pay survey and demand estimate • Indicative distribution planning, GIS mapping and capex costing • Projection of Operating Costs • Compilation and extraction of NRW data • Technical input to contract documentation <p>Phase2 (Implementation)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Facilitation of Data Room³

³ 配水PPP応札者に対するデータ提供の促進をさす。PPP案件の情報公開サイトへのデータ提供など、どのような形態をとるのかはIFC及びYCDCと協議の上、決定する。

<ul style="list-style-type: none"> • Draft pre-qualification document and Instructions to Bidders • Draft term-sheet of key project agreements depending on the confirmation of the structure selected by YCDC • Advise on any Government guarantee and/or subsidy requirements <p>Phase2 (Pre-qualification, Tender and Award)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Pre-qualification of qualified investors • Issuance of request for proposal (RFP) • Bidder consultations • Revision and finalization of project agreements • Bid evaluation • Award of tender to winning bidder • Execution of Project Agreements <p>※上記に加え、Legal and regulatory assessment 及び Communications and stakeholder consultations に係る調査も実施予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Support bidder consultations at various stages during the bid process • Support Evaluation Process
---	---

(5) 既存情報の有効活用

本調査の実施にあたっては、M/P、ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）準備調査報告書、技プロ等による既存の情報を最大限有効に活用する。上記（4）に示されたJICA側の各調査項目に対して、活用すべき情報は以下のとおり。なお、以下に挙げたうち公開されていない資料に関しては、後述の通り、配布資料として提供する。

- M/P
- ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）準備調査報告書（公開版）
- 技プロの業務進捗報告書（2017 から 2019 年度）
- 「The Republic of the Union of Myanmar, a strategic urban development plan of greater Yangon」 final report I : appendix

(6) 情報の取り扱い

本調査で得られる情報は、民間企業からのEoIの評価、配水PPP案件の形成、入札・契約等に係る機微な内容を含むことから、情報の取り扱いに十分に留意する。配水PPP

案件との利益相反の可能性を排除するため、EoIを提出した民間企業、今後形成される配水PPP案件に関心のある民間企業に本調査の情報が漏洩しないようにする。

7. 調査の内容

調査の内容は以下を想定している。

【フェーズ1：2021年4月から2021年9月】

(1) 既存文献調査による情報収集・整理とインセプションレポートの作成、説明
M/P等の既存文献調査を行い、インセプションレポート（全体調査方針）を作成する。作成にあたっては、事前にIFCと全体調査方針をすり合わせる。

インセプションレポートの内容を元に、YCDCに対する本調査の説明を行う。必要に応じてIFCの同席を得る。

(2) YCDC へのヒアリング

YCDCから民間企業の提案内容等に関してヒアリングを行い、収益性を確保する上での課題、対応オプション等について協議する。

(3) 支払意思額及び水需要予測の見直しを踏まえた料金水準等の検討

ヤンゴン市の水需要予測の見直しを行う。また、その結果とIFCが実施する支払意思額の調査結果を踏まえ、水道接続の増加と配水PPPの財政的な持続可能性の両面に配慮した料金水準及び接続料金について、政府への提言という形で報告書をまとめ、YCDC及びIFCからのコメントをもとに最終化する。

なお、水需要予測の見直しに関しては、M/P及び「ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）準備調査ファイナル・レポート」の情報を元にしつつ、以下の情報を収集・更新して検討する。更に、配水PPPにより漏水率が減少することも想定し複数のシナリオで検討する。

- 地域別水需要現況（業種別接続戸数、人口分布、原単位、無収水率、これらの過去の推移）
- 水源及び水道施設の現況
- 接続者の水利用状況
- 都市開発計画及び土地利用計画（他ドナー・民間企業による上水道開発計画を含む）
- 社会経済状況

(4) 配水管網整備の概略設計及び積算

配水PPPに係る配水管網の整備及び設備投資に係る費用、リスクを特定し、YCDCの意思決定及び配水PPPの提案依頼書・入札図書作成に活用できるよう以下に示す業務を行う。

- 既存のヤンゴン地域の配水プロジェクトに関連したデータを収集・確認する。

- 配水管網の拡張が計画されるエリアの地質条件について既存データを YCDC から収集する。代表的なデータを入手できない場合は、ピットの試掘等による地質調査⁴を実施する。
- 実施中のプロジェクトの設計も参考にしつつ、YCDC と協議の上、適用する配水管網の設計基準を特定し、その妥当性を検証する。
- YCDC と協議し、現在建設中の配水管網の状況を考慮に入れながら、配水 PPP で民間企業が実施する配水管網整備計画案を提案する。なお、本計画案には以下の要素を含み、YCDC 及び IFC のコメントを受けて最終化すること。
 - 配水管網の水理解析や GIS マッピング等を含む、配水施設の概略設計（規模及びスペック）。
 - GIS マッピングに基づいた、土地取得要件や電力などのインフラ要件の検討。
 - 必要に応じてヤンゴン市内の既存配水施設の更新（リハビリ）も含め、配水管網整備の概略設計とコストの積算、BOQ の策定。
 - 配水管網整備計画の実施に関連するリスクを可能な範囲での特定、定量化。

概略設計及び積算は、円借款の協力準備調査や開発計画調査型技術協力で行うフィージビリティ調査 (F/S) レベルとし、(8) で策定する技術仕様及び設計基準を反映する。

(5) オペレーションコストの予測

配水 PPP において民間企業が負担する主要なオペレーションコストの項目（維持管理費、人件費、電力費、その他の管理費、料金請求費用等）を特定する。また、類似の水道事業のオペレーションコストと比較・検証し、今後20年間に達成可能と思われる効率化も加味した上で、複数のシナリオを作成してオペレーションコストに係る財務予測を行い、提案する。

(6) 無収水データの収集と無収水削減計画の策定

無収水に係るデータを、既存データ等を中心に収集・更新し、配水 PPP の応札者に提供できるように整理する。また、水収支計算を行う。加えて、無収水削減計画及びそのスケジュールを策定する。具体的な業務内容は以下の通り。

- 既存配水施設の GIS データ、仕様、築年数、老朽化状態等について、可能な限りタウンシップから既存データを収集し、配水施設の既存の GIS データを更新する。
- タウンシップの情報に基づき、顧客データ、顧客メーターデータを収集・検証する。技プロで電子化を支援した 6 タウンシップの顧客データ、顧客メーターデータについては、GIS データに統合する。その他のタウンシップについても、電子化されたデータベースが既に構築されている場合においては、GIS データへの統合を検討する。
- ヤンキンタウンシップにおけるデータや、留学生プログラム「水道分野中核人材育成コース」の留学生が計測したデータ（業務開始時に JICA より論文を提

⁴地質調査が必要な場合は、契約変更で追加することとし、本調査は見積りに含まないこととする。

供する)など、既存データを活用しつつ、メーター未設置の接続における使用量/消費量を把握し、未計量給水量の推定値を改善する。

- 配水管網の水量、給水時間、水圧に関する既存のデータを収集する(水圧については、既存データがないことが想定されており、その場合は、蛇口等から複数のサンプルデータを入手し推定すること。なお、現地再委託可とする)。
- バルクメーター及び顧客メーターの修理・交換に関する過去のデータ及びそれらの無収水削減への効果を分析する。
- 漏水修理や配水管の交換などの既存データを収集し、漏水や破裂の頻度・発生確率・傾向・パターンを分析する。
- 国際水協会(IWA)の定義に基づく水収支表を用いて、水収支計算を行う。また、水収支計算で用いた収集データの正確性について評価を行う。
- 過去5年間の無収水削減に関連する活動についてまとめる。
- 配水PPPで民間企業が実施する無収水削減計画案及びスケジュールについて提案及び積算を行い、YCDC及びIFCのコメントを反映させ最終化する。
- 提案した無収水削減計画の実施リスクを特定し、可能であれば定量化する。

(7) 配水PPPに係る主要業務指標の収集と提案

民間企業による配水PPPのパフォーマンスを監督するための主要業務指標データを収集し提案する。技プロを通じて業務指標のデータ収集と活用を支援しているため、同成果を活用する。

(8) 技術仕様と設計基準の検討

配水PPPの実施にあたって、必要とされる技術仕様及び設計基準を検討する。この技術仕様及び設計基準は配水PPPの提案依頼書において提示され、民間企業側の入札準備に使用されることを目的とする。また、民間企業による配水管網整備の詳細設計及び建設段階においても使用されるものであり、民間企業によるサービスの質を担保できる内容とする。既存のガイドライン、基準、マニュアル、SOP等を整理し、更に必要なものをYCDC及びIFCと議論しながら検討する。

(9) ステークホルダーとの意見交換

以上の調査結果に基づく技術的検討結果に関して、関係するステークホルダーとの意見交換を行い、検討内容の妥当性、実現可能性等の確認を行う。

(10) テクニカルオプションの分析及び必要に応じた代替案の検討

(2)～(9)の調査結果を踏まえつつ、YCDC側及び企業側のリスク・役割分担や配水PPP実施の前提条件等を整理し、実現可能なテクニカルオプションを明らかにする。ただし、ヤンゴン市における上水道の現状に鑑みると実現可能なものがない可能性も否定できないため、その場合には現在構想されている配水PPPの形にとらわれない民間活用の方策を含めた代替案を検討する(例:料金請求・徴収事務のみのアウトソーシングなど)。結果はテクニカルデューデリジェンス及びフィージビリティスタディ(案)として取りまとめ、YCDC、IFCに対して説明・協議する。

(11) 中間報告書の作成、説明

以上の業務で取りまとめた結果をもとに中間報告書を作成する。

(12) IFCが実施する業務へのコメント

IFCが実施する、リーガルデューデリジェンス、ファイナンシャルモデルの検討、マーケットサウンディング、環境社会配慮に係るスコーピング、提案依頼書・PQ条件・入札図書・契約書のドラフトに対して、主に技術面からの助言・提案を行う。

【フェーズ2：2021年10月から2022年12月】

(13) フェーズ2におけるIFC業務への技術的助言

IFCが検討する、PQ評価、提案依頼書及び入札図書の作成、契約書の修正及び最終化、入札評価支援といった内容に対し、技術面からの助言・提案を行う。

(14) 中間報告書（その2）、最終報告書の作成、説明

調査結果をもとに中間報告書（その2）、最終報告書を取りまとめる。

8. 成果品等

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を本契約における最終成果品とする。最終報告書については製本することとし、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する（ホッチキス止め可）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

- (1) インセプションレポート：英文1部、電子ファイル（2021年4月）
- (2) 中間報告書：英文1部、電子ファイル（2021年9月）
- (3) 中間報告書（その2）：英文1部、電子ファイル（2022年2月）
- (4) 最終報告書：和文2部、英文3部、電子ファイル（2022年12月28日）

報告書作成にあたっての留意点は以下のとおり。

- (1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用すること。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- (2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- (3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (4) 本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データはCD-Rにて提出すること。

別紙 報告書目次案

報告書目次（案）

- 第 1 章 調査概要
 - 1-1 調査の背景・経緯・目的
 - 1-2 調査方法（基本方針、調査工程）

- 第 2 章 調査結果
 - 2-1 ヤンゴン市の配水にかかる現状
 - 2-2 支払意思額及び水需要予測の見直しを踏まえた料金水準等の検討結果
 - 2-3 配水管網整備の概略設計及び積算結果
 - 2-4 オペレーションコスト試算結果
 - 2-5 無収水データの収集と無収水削減計画の策定結果
 - 2-6 配水 PPP に係る主要業務指標の収集結果と提案
 - 2-7 技術仕様と設計基準の検討結果
 - 2-8 テクニカルオプションの分析結果
 - 2-9 IFC 業務への技術的助言の概要

- 第 3 章 まとめ
 - 3-1 配水 PPP への提言と留意事項

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

フェーズ1は2021年4月に開始し、2021年9月に中間報告書を提出し、完了することを想定している。2021年10月からフェーズ2は開始し、2022年2月に中間報告書（その2）を、2022年12月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。フェーズ2の現地調査は、IFCによる作業の進捗に合わせて渡航時期を柔軟に調整する。渡航計画については、プロポーザルで提案すること。

2. 業務量目途と業務従事者構成案

(1) 業務量の目途

約 37 人月（M/M）（現地：18人月、国内：19人月）

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1) 業務主任者／水道計画（2号）
- 2) 送配水施設計画・設計（3号）
- 3) PPP／事業性検討／入札図書（3号）
- 4) 財務分析／PPP2
- 5) 漏水対策
- 6) 顧客管理／見かけ損失対策
- 7) 水需要分析
- 8) 送配水施設計画2／積算

3. 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ▶ 水圧調査

4. 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA ミャンマー事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するとともに、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかるJICA ミャンマー事務所の支援を必要とする場合は、JICA ミャンマー事務所へ随時連絡・協議すること。

5. 安全管理

- ▶ 現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所及び在ミャンマー日本大使館等において十分な情報収集を行うこと。また、JICA ミャンマー事務所と常時連絡が取れる体

- 制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。
- 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA ミャンマー事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。安全管理上、土日祝日においてもインターネットが利用可能な宿舎を手配すること。
 - 業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 2019年8月27日付ミャンマー国営紙の抜粋(写) (配水 PPP に係る公告が掲載)
- 技プロの業務進捗報告書 (2017 から 2019 年度)
- JICA の対ミャンマー上水道分野支援
- 水道分野におけるヤンゴン市で実施中の事業一覧

(2) 公開資料

- 「ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査」報告書
 - ・ 第1巻「ヤンゴン市水ビジョン」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017205.html>)
 - ・ 第2巻「上水道(要約)」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017208.html>)
 - ・ 第3巻「上水道マスタープラン」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017209.html>)
 - ・ 第4巻「上水道フィジビリティスタディ」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017295.html>)
- 「ヤンゴン都市圏上水整備事業フェーズ2準備調査」報告書(先行公表版)
 - ・ ファイナル・レポート
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030679.html>)
 - ・ 要約
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030678.html>)
- 「The Republic of the Union of Myanmar, a strategic urban development plan of greater Yangon」final report I: appendix
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011293.html>)

以上